

県南広域振興局長告示第 201 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、内之目土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 9 月 11 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

(1) 理事

皆 川 清 喜 一関市花泉町永井字岫前 106 番地  
佐 藤 克 郎 " " " 字粒乱田 143 番地  
佐 藤 文 博 " " " 字待井 129 番地  
佐 藤 政 敏 " " " " 183 番地 2  
後 藤 達 朗 " " " 字大沢田 123 番地  
佐 藤 恭 二 " " " 字粒乱田 110 番地  
佐 藤 正 幸 " " 老松字小沼 44 番地

(2) 監事

佐 藤 嘉 雄 一関市花泉町永井字粒乱田 54 番地  
後 藤 克 世 " " " 字待井 173 番地

2 退任

(1) 理事

佐 藤 恭 二 一関市花泉町永井字粒乱田 110 番地  
佐 藤 克 郎 " " " " 143 番地  
皆 川 清 喜 " " " 字岫前 106 番地  
佐 藤 文 博 " " " 字待井 129 番地  
佐 藤 正 幸 " " 老松字小沼 44 番地  
佐 藤 良 彦 " " 永井字大沢田 190 番地 12  
佐 藤 正 宏 " " " 字粒乱田 90 番地

(2) 監事

佐 藤 嘉 雄 一関市花泉町永井字粒乱田 54 番地  
阿 部 輝 義 " " " 字待井 146 番地 4